

令和2年第1回国東市議会定例会 提出議案

報告 第1号	債権放棄の報告について	P 1
議案 第2号	令和元年度国東市一般会計補正予算（第6号）	P 3
議案 第3号	令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	P 4
議案 第4号	令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	P 5
議案 第5号	令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）	P 6
議案 第6号	令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	P 7
議案 第7号	令和元年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	P 8
議案 第8号	令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	P 9
議案 第9号	令和元年度国東市水道事業特別会計補正予算（第2号）	P 10
議案 第10号	令和元年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第2号）	P 11
議案 第11号	令和元年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第2号）	P 12
議案 第12号	令和2年度国東市一般会計予算	P 13
議案 第13号	令和2年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	P 14
議案 第14号	令和2年度国東市立国東自動車学校特別会計予算	P 15
議案 第15号	令和2年度国東市国民健康保険事業特別会計予算	P 16
議案 第16号	令和2年度国東市介護保険事業特別会計予算	P 17
議案 第17号	令和2年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算	P 18
議案 第18号	令和2年度国東市農業集落排水事業特別会計予算	P 19

議案 第 19 号	令和 2 年度国東市水道事業特別会計予算	P 2 0
議案 第 20 号	令和 2 年度国東市下水道事業特別会計予算	P 2 1
議案 第 21 号	令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計予算	P 2 2
議案 第 22 号	令和 2 年度国東市民病院事業特別会計予算	P 2 3
議案 第 23 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について	P 2 4
議案 第 24 号	国東市個人情報保護条例の一部改正について	P 2 7
議案 第 25 号	国東市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について	P 2 8
議案 第 26 号	国東市監査委員条例及び国東市水道事業及び工業用水道事業の設 置等に関する条例の一部改正について	P 2 9
議案 第 27 号	国東市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について	P 3 0
議案 第 28 号	国東市職員の給与に関する条例及び国東市一般職員の給与の特例 に関する条例の一部改正について	P 3 1
議案 第 29 号	国東市財産の交換等に関する条例の一部改正について	P 3 3
議案 第 30 号	国東市公民館条例の一部改正について	P 3 4
議案 第 31 号	国東市体育施設条例及び国東市 B&G 海洋センター条例の一部改 正について	P 3 5
議案 第 32 号	国東市介護保険条例の一部改正について	P 3 7
議案 第 33 号	国東市水道事業給水条例の一部改正について	P 3 8
議案 第 34 号	国東市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について	P 4 0
議案 第 35 号	国東市営住宅条例の一部改正について	P 4 1
議案 第 36 号	国東市公共賃貸住宅条例及び国東市特定公共賃貸住宅条例の一部 改正について	P 4 3
議案 第 37 号	国東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	P 4 5

議案 第 38 号	国東市行政組織条例の一部改正について	P 4 6
議案 第 39 号	国東市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	P 4 8
議案 第 40 号	国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 5 0
議案 第 41 号	国東市公営企業及び外郭団体資金運用基金条例の一部改正について	P 5 1
議案 第 42 号	土地の処分について	P 5 2
議案 第 43 号	指定管理者の指定について	P 5 3
議案 第 44 号	指定管理者の指定について	P 5 4
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について	P 5 5
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について	P 5 6
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について	P 5 7
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦について	P 5 8

報告 1 件
議案 4 3 件
諮問 4 件
計 4 8 件

報告第 1 号

債権放棄の報告について

国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 20 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

令和元年度 国東市債権管理条例第20条第1項に伴う債権放棄報告書

債権所管課	債権名	放 棄 理 由												合 計		
		第20条第1号		第20条第2号		第20条第3号		第20条第4号		第20条第5号		第20条第6号				
		「消滅時効完成」		「限定承認」		「破産免責等」		「強制執行等」		「徴収停止」		「生活困窮状態」				
		件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	
1	上下水道課	水道使用料	4	167,760			3	9,873							7	177,633
2	建設課	市営住宅使用料等	1	1,165,270											1	1,165,270
3	広報室	ケーブルテレビ 施設使用料等	2	9,600			1	1,270			1	165,711			4	176,581
4	教育総務課	幼稚園使用料					1	43,000							1	43,000
合 計			7	1,342,630			5	54,143			1	165,711			13	1,562,484

議案第 2 号

令和元年度国東市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度国東市一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 3 号

令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 4 号

令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 5 号

令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 3 号）

令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 3 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 6 号

令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第7号

令和元年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定める。

令和2年2月25日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 8 号

令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 9 号

令和元年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 10 号

令和元年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 11 号

令和元年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和元年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 12 号

令和 2 年度国東市一般会計予算

令和 2 年度国東市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 13 号

令和 2 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 2 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 14 号

令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算

令和 2 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 15 号

令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 16 号

令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計予算

令和 2 年度国東市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 17 号

令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 2 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 18 号

令和 2 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算

令和 2 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 19 号

令和 2 年度国東市水道事業特別会計予算

令和 2 年度国東市水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 20 号

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計予算

令和 2 年度国東市下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 21 号

令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計予算

令和 2 年度国東市工業用水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 22 号

令和 2 年度国東市民病院事業特別会計予算

令和 2 年度国東市民病院事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 23 号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(国東市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 国東市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成18年国東市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。
(国東市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 国東市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成18年国東市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により
実施機関が市長と協議して定める額

(国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年国東市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表中

学校医	年額 学校当 60,000円
-----	-------------------

	児童生徒当 80円
学校歯科医	年額 学校当 60,000円
	児童生徒当 80円
学校薬剤師	年額 学校当 27,000円

を

「

学校医	年額 学校当 60,000円 (1校に複数配置する場合は、 医師1名につき年額を支払 う。) 児童生徒当 110円
学校歯科医	年額 学校当 60,000円 (1校に複数配置する場合は、 歯科医師1名につき年額を支 払う。) 児童生徒当 110円
学校薬剤師	年額 学校当 30,000円

に改め、中央公民館長・国見生涯学習センター館長の項を削り、公民館分館長の
 項中「㍷」を「月額」に、「学校給食センター運営委員会委員」を「学校給食共
 同調理場運営委員会委員」に、「農村工業等導入審議会委員」を「農村地域産業
 導入促進審議会委員」に改め、青少年問題協議会委員の項、社会教育指導員の項、
 地域おこし協力隊員の項、地域担い手育成総合支援推進員の項、地域連携推進協
 議会推進員の項、就労支援員の項、母子・父子自立支援員の項、家庭児童相談員
 の項及び国際交流員及び外国語指導助手の項を削り、

「

資金戦略専門員	月額 200,000円
---------	-------------

を

「

財務管理専門委員	月額 300,000円
----------	-------------

に改め、嘱託職員の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条による改正後の国東市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

提案理由 地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、関係条例の整備を行う必要があるため提出する。

議案第 24 号

国東市個人情報保護条例の一部改正について

国東市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市個人情報保護条例の一部を改正する条例

国東市個人情報保護条例(平成 18 年国東市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「場合」の次に「又は総合行政ネットワーク及びそれに準ずる回線を用いて各種行政事務サービスを利用する場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 オンライン結合の利用制限要件を変更するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 25 号

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例

国東市ケーブルテレビ施設条例(平成 18 年国東市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第16条第3項ただし書中「区域」の次に「及び安岐町の区域(安岐町向陽台地域を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 16 条第 3 項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後に国東市ケーブルテレビ施設条例第 8 条に規定する加入申込みを行った者に係る引込工事料について適用し、同日前に加入申込みを行った者に係る引込工事料については、なお従前の例による。

提案理由 安岐町向陽台地域を除く安岐町の区域のケーブルテレビ施設を光化するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 26 号

国東市監査委員条例及び国東市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

国東市監査委員条例及び国東市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市監査委員条例及び国東市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(国東市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 国東市監査委員条例(平成 18 年国東市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に改める。

(国東市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 国東市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 224 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 27 号

国東市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

国東市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(国東市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 国東市固定資産評価審査委員会条例（平成 18 年国東市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

(国東市税条例の一部改正)

第 2 条 国東市税条例(平成 18 年国東市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

(国東市手数料条例の一部改正)

第 3 条 国東市手数料条例（平成 18 年国東市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 4 項第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 28 号

国東市職員の給与に関する条例及び国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

国東市職員の給与に関する条例及び国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の給与に関する条例及び国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が国東市の区域外に居住している者である場合(国東市消防職員で姫島村に居住している場合その他規則で定める場合を除く。)は、支給しない。

第16条第1項第1号中「第3号において同じ。」を削り、同条第2項中「(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)」を削る。

第17条第1項第2号中「自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び」を削る。

(国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 国東市一般職員の給与の特例に関する条例(平成28年国東市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成31年4月1日から平成31年12月31日」を「令和2年4月1日から令和2年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条による改正後の国東市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第16条第1項ただし書の規定に該当し、同項第1号に該当する職員の住居手当については、同項ただし書の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、改正前の給与条例第16条第2項第1号に規定する額を、令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間は、同号に規定する額の2分の1を支給する。

提案理由 職員の市内居住を促進するため、市外居住者の住居手当の改定等を行うとともに、本市の財政状況等を考慮し、職員給料を減額するにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 29 号

国東市財産の交換等に関する条例の一部改正について

国東市財産の交換等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市財産の交換等に関する条例の一部を改正する条例

国東市財産の交換等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 77 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (5) 地縁による団体の区域内に存する市が所有する普通財産のうち、市が当該地縁による団体へ無償貸付し、当該地縁による団体が維持管理し、又は昭和 22 年政令第 15 号第 2 条の定めにより市に帰属された土地及び建物について、認可地縁団体(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項の規定による認可を受けた地縁による団体をいう。)に譲渡するとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 行政区等の地縁団体に無償貸付等をしている普通財産を、地方自治法に規定する認可地縁団体に譲与等できるようにするため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 30 号

国東市公民館条例の一部改正について

国東市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市公民館条例の一部を改正する条例

国東市公民館条例（平成 18 年国東市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。
別表第 4 ホール舞台音響設備の項の次に次のように加える。

ホール移動いす	3,240円
---------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 安岐中央公民館ホール完成に伴い、「移動いす」の使用料を定めるにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 31 号

国東市体育施設条例及び国東市 B&G 海洋センター条例の一部改正について

国東市体育施設条例及び国東市 B&G 海洋センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市体育施設条例及び国東市 B&G 海洋センター条例の一部を改正する条例

(国東市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 国東市体育施設条例(平成 18 年国東市条例第 114 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 国東体育館の項の次に次のように加える。

国東ゲートボール場	国東市国東町治郎丸 216 番地
-----------	------------------

別表第 2 の 4 の表を次のように改める。

4 ゲートボール場

名称	施設使用料
国見ゲートボール場	無料
国東ゲートボール場	

(国東市 B&G 海洋センター条例の一部改正)

第 2 条 国東市 B&G 海洋センター条例(平成 18 年 3 月 31 日条例第 115 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「100 円」を「200 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 国東ゲートボール場を社会体育施設として定めるとともに、国見 B&G 海洋センターのプール使用料を改定するにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 32 号

国東市介護保険条例の一部改正について

国東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市介護保険条例の一部を改正する条例

国東市介護保険条例(平成 18 年国東市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 雑則(第 11 条)」を「第 3 章 保健福祉事業(第 10 条の 2) 第 4 章 雑則(第 11 条)」に、「第 4 章」を「第 5 章」に改める。

第 4 章を第 5 章とし、第 3 章を第 4 章とし、第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章 保健福祉事業

(保健福祉事業)

第 10 条の 2 市は、法第 115 条の 49 に規定する保健福祉事業として、介護人材確保・定着・育成支援に係る助成事業を行う。

2 前項に規定するもののほか、保健福祉事業に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本市の介護保険事業において、介護保険法に規定する保健福祉事業として介護人材確保・定着・育成支援に係る助成事業を実施するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 33 号

国東市水道事業給水条例の一部改正について

国東市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市水道事業給水条例の一部を改正する条例

国東市水道事業給水条例(平成 18 年国東市条例第 170 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 27 条、第 32 条関係)

(消費税相当額を含む)

種別	用途\料金	基本料金 (1箇月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	
		使用水量	料金	使用水量 (立方メートル)	金額
専用	一般用 営業用	8立方メートル まで	1,290円	9~20	177円
				21~100	185円
				101~	193円
共用	一般用	8立方メートル まで	1,290円	9~20	177円
				21~100	185円
				101~	193円
臨時用		1立方メートル につき	399円		

備考 合計金額に 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、施行の日前から継続している水道の使用で施行の日から令和2年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 将来にわたって安全な水を安定して供給し続けるために、独立採算に基づく持続的な健全経営と負担の公平性の確保を目指した水道料金体系を構築するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 34 号

国東市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

国東市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

国東市法定外公共物の管理に関する条例(平成 18 年国東市条例第 210 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 前 5 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

第 17 条中「受けた者」の次に「の使用料」を加え、「物件又は」を「物件若しくは」に改め、同条にただし書として次のように加える。

ただし、同条例により算定することが適当でない場合の使用料は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 法定外公共物の目的外使用の使用料を算定するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 35 号

国東市営住宅条例の一部改正について

国東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市営住宅条例の一部を改正する条例

国東市営住宅条例(平成 18 年国東市条例第 213 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 5 号中「整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)に基づく防災街区整備事業」を加える。

第 11 条第 1 項第 1 号中「2 人の」を削る。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、入居者(公営住宅法施行規則第 8 条各号に掲げる者に該当する者に限る。)が次条第 1 項の収入に関する申告をすること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第 2 条で定めるところにより、第 36 条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第 9 条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき次条第 4 項の規定により認定された収入(同条第 5 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 29 条において同じ。)及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第 15 条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前条第 4 項の規定により第 1 項の収入に関する申告をすること及び第 36 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める入居者にあつては、前項の規定にかかわらず、市長は、前条第 4 項の規定により把握した収入に基づき、毎年 12 月 1 日に収入の額を認定し、当該額及び同項の規定により定めた家賃の額を入居者に通知するものとする。

第 19 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第31条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第33条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第36条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第39条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改める。

第40条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「令第11条」を「令第12条」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第53条第1項及び第54条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

別表第1の鬼籠団地の部中「4戸」を「3戸」に、田深団地の部木造の項中「11戸」を「9戸」に、吉木団地の部中「7戸」を「3戸」に、今在家団地の部木造の項中「4戸」を「3戸」に、同部簡易耐火造の項中「3戸」を「2戸」に、鶴川第一団地の部中「2戸」を「1戸」に改め、鶴川第二団地の部を削り、景雄寺団地の部中「6戸」を「4戸」に、安国寺第二団地の部中「3戸」を「2戸」に、糸原住宅の部中「8戸」を「4戸」に改め、花山団地の部を削り、計の部中「677戸」を「652戸」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由 耐用年数を経過し、老朽化した空き家住宅の用途廃止並びに民法及び公営住宅法等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 36 号

国東市公共賃貸住宅条例及び国東市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

国東市公共賃貸住宅条例及び国東市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市公共賃貸住宅条例及び国東市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(国東市公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 1 条 国東市公共賃貸住宅条例(平成 18 年国東市条例第 214 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号中「2 人の」を削る。

第 17 条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

(国東市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 2 条 国東市特定公共賃貸住宅条例(平成 18 年国東市条例第 215 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「2 人の」を削る。

第 19 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「家賃の滞納」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由 民法の改正により、敷金の充当に係る取り扱いを明確にするとともに、入居手続きの負担を軽減するため連帯保証人の人数の見直し等を行うにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 37 号

国東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

国東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国東市病院事業の設置等に関する条例(平成 20 年国東市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表国東市民病院の項診療科名又は事業内容の欄中「呼吸器科
眼科」を
「呼吸器内科」に、「消化器科」を「消化器内科
消化器外科」に、「肛門科」を「肛門外科」に改める。

第 7 条中「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 医療法等の一部改正及び診療科の廃止による診療科名の改正並びに地方自治法施行令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある
ので提出する。

議案第 38 号

国東市行政組織条例の一部改正について

国東市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市行政組織条例の一部を改正する条例

国東市行政組織条例(平成 24 年国東市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「契約検査課」を削り、「人権・同和対策課」を「人権啓発・部落差別解消推進課」に、「活力創生課」を「活力創生課
まちづくり推進課」に改める。

第 2 条政策企画課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を削り、同条財政課の項中第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 工事等の入札及び契約に関すること。

(6) 工事等の検査に関すること。

第 2 条中契約検査課の項を削り、「人権・同和対策課」を「人権啓発・部落差別解消推進課」に改め、活力創生課の項の次に次の 1 項を加える。

まちづくり推進課

(1) 都市計画に関すること。

(2) 景観に関すること。

(3) 住宅に関すること。

第 2 条建設課の項中第 2 号を削り、第 1 号の号番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(国東市都市計画審議会条例の一部改正)

2 国東市都市計画審議会条例(平成 18 年国東市条例第 216 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「政策企画課」を「まちづくり推進課」に改める。

提案理由 組織・機構見直しにより、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 39 号

国東市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

国東市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

国東市市道の構造の技術的基準等に関する条例(平成 25 年国東市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「。以下「省令」という。」を削る。

第 4 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第 5 項本文中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 5 条第 1 項中「その他の」を削る。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(自転車通行帯)

第 8 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路(自転車道を設置する道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設置する道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設置するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路(自転車道を設置する道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設置するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1 メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「第3種」の次に「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)」を、「第4種」の次に「(第3級を除く。同項において同じ。)」を、「の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を、同条第2項中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第19条ただし書中「第2種及び」を削る。

第32条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第41条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 道路構造令の一部改正に伴い、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 40 号

国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条から第 4 条までの規定中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本条例に定める面積基準、職員配置及び児童数の経過措置を延長するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 41 号

国東市公営企業及び外郭団体資金運用基金条例の一部改正について

国東市公営企業及び外郭団体資金運用基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市公営企業及び外郭団体資金運用基金条例の一部を改正する条例

国東市公営企業及び外郭団体資金運用基金条例(平成 27 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 下水道事業

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 地方公営企業法の財務規定適用後の下水道事業が会計管理者保管の基金との一括運用を行うにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 42 号

土地の処分について

次のとおり土地を売却するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 売却する土地の所在地等
 - (1) 所在地 国東市安岐町下原 1918 番地内の 6 区画
 - (2) 地 積 1,974.54 平方メートル
- 2 売払の方法 国東市土地開発公社への委託による公募販売
- 3 売払価格 27,490,000 円

国東市安岐町下原字吉永 1918 番地内の 6 区画 明細表

区画番号	地目	地積	売払価格
①	宅地	375.59 m ²	5,030,000 円
②	宅地	331.30 m ²	4,670,000 円
③	宅地	330.63 m ²	4,760,000 円
④	宅地	331.88 m ²	4,770,000 円
⑤	宅地	315.94 m ²	4,100,000 円
⑥	宅地	289.20 m ²	4,160,000 円
計		1,974.54 m ²	27,490,000 円

提案理由 安岐町下原の原口分譲宅地を販売するにあたり、議会の議決を求めるため提出する。

議案第 43 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市国見農産物直売所及び国東市くにみオートキャンプ場
- 2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国見町伊美 4252 番地 1
株式会社 国商
代表取締役 中 田 博 之
- 3 指定管理者に指定する期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市国見農産物直売所及び国東市くにみオートキャンプ場の指定管理者として、「株式会社 国商」を指定したいので提出する。

議案第 44 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市マリンプアむさし

- 2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
大分市大字日吉原 3 番地 1 8
株式会社 KYOWA
代表取締役 青 山 雄 夫

- 3 指定管理者に指定する期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市マリンプアむさしの指定管理者として、「株式会社 KYOWA」を指定したいので提出する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 一 丸 久 子
いち まる ひさ こ

生年月日

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 一丸久子委員の任期が令和 2 年 6 月 30 日に満了するため、再任の推薦
をすることについて議会の意見を求める。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 なか い しげ み
中 井 成 美

生年月日

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 中井成美委員の任期が令和 2 年 6 月 30 日に満了するため、再任の推薦
をすることについて議会の意見を求める。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 はし もと もと こ
橋 本 素 子

生年月日

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 2 年 6 月 30 日に前任者の任期が満了するため、次期委員候補者として橋本素子氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

諮問第 4 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市国東町

氏 名 志 丸 惠 美 子

生年月日

令和 2 年 2 月 25 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和 2 年 6 月 30 日に前任者の任期が満了するため、次期委員候補者として志丸惠美子氏を推薦することについて、議会の意見を求める。